

工事成果品等作成マニュアル（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
11 品質管理報告書..... 34	12 現場環境改善報告書..... 33
12 現場環境改善報告書..... 35	13 創意工夫高度技術報告書..... 34
13 創意工夫高度技術報告書..... 36	14 安全関連資料..... 34
14 安全関連資料..... 36	15 工事カルテ関係書..... 35
15 工事写真帳..... 37	16 工事写真帳..... 35
16 その他..... 40	17 境界点地先立会簿..... 37
16-1 工事カルテ関係..... 40	18 隣接工作物等所有者確認簿..... 37
16-2 境界点地先立会簿..... 40	19 建設業退職金共済関係書..... 37
16-3 隣接工作物等地先立会簿..... 41	20 その他..... 38
16-4 建設業退職金共済関係書..... 41	21 出来形測定図..... 38
16-5 上記以外の資料..... 42	22 工事完成図..... 39
17 出来形測定図..... 42	23 完成写真（ダイジェスト版）..... 39
18 工事完成図..... 42	24 電子検査の対象工事..... 40
19 完成写真(ダイジェスト版)..... 43	25 適用..... 41
電子検査対象工事..... 44	【参考】成果品のチェック（監督員用）..... 42
摘要..... 46	【参考】工事完成図（道路工事）作成における留意事項..... 46
【参考】成果品のチェック（監督員用）..... 47	
【参考】工事完成図（道路工事）作成における留意事項..... 51	

改定ページ：P.ii



工事成果品等作成マニュアル（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>0 ファイル説明書</p> <p>1 施工計画書</p> <p>2 履行報告書</p> <p>3 休日作業の承認願</p> <p>4 工事施工協議簿</p> <p>5 段階確認願</p> <p>6 立会願</p> <p>7 社内検査実施報告書</p> <p>8 使用資材承認願</p> <p>9 使用資材集計表</p> <p>10 出来形結果一覧表</p> <p>11 品質管理報告書</p> <p>12 現場環境改善報告書 ※設計図書に明示されている場合。</p> <p>13 創意工夫高度技術報告書 ※実施した場合。</p> <p>14 安全関連資料（災害防止協議会，店社パトロール，新規入場者教育等）※原本提示のみ</p> <p>15 工事写真帳</p> <p>16 その他（16-1 工事カルテ関係書※原本提示のみ，16-2 境界点地先立会簿，16-3 隣接 工作物等所有者確認簿，16-4 建設業退職金共済関係書，16-5 上記以外の資 料など）</p> <p>17 出来形測定図</p> <p>18 工事完成図</p> <p>19 完成写真(ダイジェスト版)</p>	<p>1 施工計画書</p> <p>2 履行報告書</p> <p>3 休日作業の承認願</p> <p>4 工事施工協議簿</p> <p>5 段階確認願</p> <p>6 立会願</p> <p>7 社内検査実施報告書</p> <p>8 使用資材承認願</p> <p>9 使用資材集計表</p> <p>10 出来形結果一覧表</p> <p>11 品質管理報告書</p> <p>12 現場環境改善報告書 ※設計図書に明示されている場合。</p> <p>13 創意工夫高度技術報告書 ※実施した場合。</p> <p>14 安全関連資料（災害防止協議会，店社パトロール，新規入場者教育等）</p> <p>15 工事カルテ関係書</p> <p>16 工事写真帳</p> <p>17 境界点地先立会簿</p> <p>18 隣接工作物等所有者確認簿</p> <p>19 建設業退職金共済関係書</p> <p>20 その他</p> <p>図 出来形測定図</p> <p>図 工事完成図</p>
<p>改定ページ：P.1</p>	

新	旧
<p><b>0 ファイル説明書</b></p> <p>ファイル説明書は成果品の簡易決裁や成果品リストとして使用するものである。請負人は施工計画書を提出すると同時に必要事項を記載したファイル説明書を発注者に提出する。簡素化を目的とした対象工事に該当する場合は、「ファイル説明書(簡素化対象工事用)」を提出し、その他の工事については「ファイル説明書(簡素化対象外工事用)」を提出すること。簡素化を目的とした対象工事に該当する場合は、ファイル説明書を使用して請負人より受理した成果品を簡易決裁で処理するものとし、成果品原本への捺印等は省略する。対象となる成果品は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 施工計画書</li> <li>2 履行報告書</li> <li>3 休日作業の承認願い</li> <li>4 社内検査実施報告書</li> <li>8 使用資材承認願い</li> <li>14 安全関係資料(工事完了後、監督員が確認しファイル説明書に確認署名する。)</li> <li>16-1 工事カルテ (監督員が適宜確認し、確認月日の記載、捺印する。)</li> </ul> <p>また、その他の工事については各成果品に直接捺印し、決裁処理するものとするが「14 安全関係資料」および「16-1 工事カルテ」については監督員が確認した後、ファイル説明書で処理するものとする。</p> <p>全ての工事に共通し、「14 安全関係資料」、「16-1 工事カルテ」については監督員が各書類原本を直接確認し、ファイル説明書に確認署名をすることで原本の提出は不要とする。ただし、監督員および検査官に提示を求められた際には提示できるように請負人で原本を保管しておくこと。</p>	<p>新規挿入のため無し。</p>
<p>※新規挿入 P.2</p>	

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>1 施工計画書</b></p> <p>施工計画書は、請負者が実施する工事手法の概要を作成することにより、円滑な工事の促進、工事目的物の品質確保を図るもので、共通仕様書第1編1-1-1-6で「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。」と規定している。したがって、施工計画書は、請負者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではないことに留意する。</p> <p>請負者は、施工計画書に次の事項について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(0) 表紙</li> <li>(1) 工事概要</li> <li>(2) 計画工程表</li> <li>(3) 現場組織表（施工体系図を含む）</li> <li>(4) 指定機械</li> <li>(5) 主要資材</li> <li>(6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等含む）</li> <li>(7) 施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理を含む）</li> <li>(8) 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）</li> <li>(9) 緊急時の体制</li> <li>(10) 交通管理（資材等の過積載防止対策を含む）</li> <li>(11) 環境対策</li> <li>(12) 現場作業環境の整備</li> <li>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>(14) 社内検査</li> <li>(15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）</li> <li>(16) その他</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>1 施工計画書</b></p> <p>施工計画書は、請負者が実施する工事手法の概要を作成することにより、円滑な工事の促進、工事目的物の品質確保を図るもので、共通仕様書第1編1-1-1-6で「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。」と規定している。したがって、施工計画書は、請負者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではないことに留意する。</p> <p>請負者は、施工計画書に次の事項について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 表紙</li> <li>(2) 工事概要</li> <li>(3) 計画工程表</li> <li>(4) 現場組織表（施工体系図、施工体制台帳を含む）</li> <li>(5) 指定機械</li> <li>(6) 主要資材</li> <li>(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</li> <li>(8) 施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む）</li> <li>(9) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(10) 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）</li> <li>(11) 交通管理（資材等の過積載防止対策を含む）</li> <li>(12) 環境対策</li> <li>(13) 現場作業環境の整備</li> <li>(14) 建設副産物の適正処理計画</li> <li>(15) 社内検査</li> <li>(16) その他</li> </ul>
<p>改定ページ：旧マニュアル P.2（新マニュアル P.3）</p>	

新	旧																																																															
<p><b>工事内容添付例</b></p> <p>設計図書の「設計内訳書」の写しまたは任意様式の工事内訳書に頭紙を作成し、添付する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">〇〇線改良工事</p> <p style="text-align: center;">工事内容</p> <p style="font-size: small;">※詳細については任意の様式とする。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">頭紙については任意様式とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">設計内訳書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備注</th> </tr> <tr> <td>再生骨材</td> <td>1,000</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1,000</td> <td>1,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砂利</td> <td>1,000</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1,000</td> <td>1,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生細粒度As</td> <td>1,000</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1,000</td> <td>1,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩道境界ブロック</td> <td>100</td> <td>m</td> <td>1,000</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> </table> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">「設計内訳書」の写しまたは、任意様式の工事内訳書を添付すること。</p> </div> </div> <p>(2) 計画工程表</p> <p>計画工程表は、各種別について作業の始めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等により、日単位で作成する。主な細別については、詳細がわかるように工夫すること。作成にあたっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させること。</p> <p>また、週休2日の導入にあたり、4週8休以上の現場閉所を考慮した工程を計画すること。なお、現場閉所とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪などによる予定外の現場閉所についても現場閉所日に含めることとするが、<u>年末年始休暇6日間および夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。</u></p> <p>※計画工程と実施工程が1週間合わなくなった場合は、変更計画を提出すること。          ※総休日取得日数(予定)を工程表に記述すること。</p>	品名	数量	単位	単価	金額	備注	再生骨材	1,000	m <sup>2</sup>	1,000	1,000,000		切込砂利	1,000	m <sup>2</sup>	1,000	1,000,000		再生細粒度As	1,000	m <sup>2</sup>	1,000	1,000,000		歩道境界ブロック	100	m	1,000	100,000		<p><b>工事概要記載例</b></p> <p>工事名 〇〇道路線改良工事              路線名 〇〇道路線              工事箇所 旭川市〇〇条通〇〇丁目              工事概要 施工延長〇〇m、施工幅員〇〇m、道路土工 一式、排水工 一式等              工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで              請負代金 ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円              発注者 旭川市長（土木建設課）              請負者 〇〇建設株式会社</p> <p><b>[工事内容記載例]</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">舗装工</td> <td>アスファルト舗装工</td> <td>凍上抑制層</td> <td>再生骨材0～80mm</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト舗装工</td> <td>下層路盤</td> <td>切込砂利0～40mm</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト舗装工</td> <td>表層</td> <td>再生細粒度As</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縁石工</td> <td>縁石工</td> <td>歩車道境界ブロック</td> <td>導水縁石</td> <td>m</td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※設計図書の「設計内訳書」の写しでもよい。</p> <p>(3) 計画工程表</p> <p>計画工程表は、各種別について作業の始めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等により、日単位で作成する。主な細別については、詳細がわかるように工夫すること。作成にあたっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させること。</p> <p>※計画工程と実施工程が1週間合わなくなった場合は、変更計画を提出すること。          ※総休日取得日数(予定)を工程表に記述すること。</p>	工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要	舗装工	アスファルト舗装工	凍上抑制層	再生骨材0～80mm	m <sup>2</sup>	1,000		アスファルト舗装工	下層路盤	切込砂利0～40mm	m <sup>2</sup>	1,000		アスファルト舗装工	表層	再生細粒度As	m <sup>2</sup>	1,000		縁石工	縁石工	歩車道境界ブロック	導水縁石	m	100	
品名	数量	単位	単価	金額	備注																																																											
再生骨材	1,000	m <sup>2</sup>	1,000	1,000,000																																																												
切込砂利	1,000	m <sup>2</sup>	1,000	1,000,000																																																												
再生細粒度As	1,000	m <sup>2</sup>	1,000	1,000,000																																																												
歩道境界ブロック	100	m	1,000	100,000																																																												
工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要																																																										
舗装工	アスファルト舗装工	凍上抑制層	再生骨材0～80mm	m <sup>2</sup>	1,000																																																											
	アスファルト舗装工	下層路盤	切込砂利0～40mm	m <sup>2</sup>	1,000																																																											
	アスファルト舗装工	表層	再生細粒度As	m <sup>2</sup>	1,000																																																											
縁石工	縁石工	歩車道境界ブロック	導水縁石	m	100																																																											
改定ページ：旧マニュアル P.4（新マニュアル P.5）																																																																

新	旧
<p>《留意事項》</p> <p>a) 指定仮設または安全を確認する方法として、応力計算等について記述する。</p> <p>b) 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点をわかりやすく記述する。</p> <p>c) 共通仕様書、特記仕様書において「承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」、「重点安全対策の具体的な実施方法」について記述する。また、次の間接的設備について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所、倉庫等の仮設建物</li> <li>・材料、機械等の仮置き場</li> <li>・運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）</li> <li>・仮排水</li> <li>・工事標識、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備</li> </ul> <p>※工事標識については、特記仕様書に規定するサイズを標準とするが、宅地出入口が多く設置する場所がない等これによりがたい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>《特記仕様書に規定するサイズ》</p>  <p>《S Lサイズ》</p>	<p>《留意事項》</p> <p>a) 指定仮設または安全を確認する方法として、応力計算等について記述する。</p> <p>b) 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点をわかりやすく記述する。</p> <p>c) 共通仕様書、特記仕様書において「承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」、「重点安全対策の具体的な実施方法」について記述する。また、次の間接的設備について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所、倉庫等の仮設建物</li> <li>・材料、機械等の仮置き場</li> <li>・運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）</li> <li>・仮排水</li> <li>・工事標識、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備</li> </ul> <p>※工事標識については、特記仕様書に規定するサイズを原則とするが、宅地出入口が多く設置する場所がない等特段の理由がある場合は、監督員と協議すること。</p> <p>《特記仕様書に規定するサイズ》</p>  <p>《S Lサイズ》</p>
<p>改定ページ：旧マニュアル P.10（新マニュアル P.11）</p>	

新	旧																																				
<p>《留意事項》</p> <p>①必要な工種が記述されているか。（当該工事にて実施しない項目は記載しない）</p> <p>②施工規模に見合った試験回数になっているか。</p> <p>③基準にないものの適用は妥当か（請負者と監督員で協議が必要）。</p> <p>④管理方法や処理は妥当か。</p> <p>⑤適切な試験方法か。</p> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理基準値の誤記載が散見されるため、記載時に内容を十分に確認すること。</li> </ul> <p>3) 出来形管理</p> <p>当該工事の出来形管理は「土木工事出来形管理基準」等により記述する。</p> <p>また、規格値のほか、社内規格値、管理測点も記載する。</p> <p>なお、該当工種がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定める。</p> <p>[出来形管理計画表記載例]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>測定基準</th> <th>規格値</th> <th>社内規格値</th> <th>管理測点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇</td> <td>〇〇〇</td> <td>測定延長〇〇mに 1箇所</td> <td>±〇〇</td> <td>±〇〇</td> <td>SP=〇〇 SP=〇〇</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>《留意事項》</p> <p>①必要な工種が記載されているか。</p> <p>②施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。</p> <p>③不可視部の対応は検討されているか。</p> <p>④基準にないものの適用は妥当か（監督員と協議が必要）。</p> <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長が短い場合は、出来形管理基準における側溝工及び函渠工「施工延長4.0mに付き1ヶ所（4.0m以下は1施工箇所につき2ヶ所）」に加え、集水樹（接続樹）ごとに測定する等監督員と協議し管理箇所数を決定すること。</li> <li>・管理基準値の誤記載が散見されるため、記載時に内容を十分に確認すること。</li> </ul>	工種	測定項目	測定基準	規格値	社内規格値	管理測点	〇〇	〇〇〇	測定延長〇〇mに 1箇所	±〇〇	±〇〇	SP=〇〇 SP=〇〇							<p>《留意事項》</p> <p>①必要な工種が記述されているか。（当該工事にて実施しない項目は記載しない）</p> <p>②施工規模に見合った試験回数になっているか。</p> <p>③基準にないものの適用は妥当か（請負者と監督員で協議が必要）。</p> <p>④管理方法や処理は妥当か。</p> <p>⑤適切な試験方法か。</p> <p>3) 出来形管理</p> <p>当該工事の出来形管理は「土木工事出来形管理基準」等により記述する。</p> <p>また、規格値のほか、社内規格値、管理測点も記載する。</p> <p>なお、該当工種がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定める。</p> <p>[出来形管理計画表記載例]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>測定基準</th> <th>規格値</th> <th>社内規格値</th> <th>管理測点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇</td> <td>〇〇〇</td> <td>測定延長〇〇mに 1箇所</td> <td>±〇〇</td> <td>±〇〇</td> <td>SP=〇〇 SP=〇〇</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>《留意事項》</p> <p>①必要な工種が記載されているか。</p> <p>②施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。</p> <p>③不可視部の対応は検討されているか。</p> <p>④基準にないものの適用は妥当か（監督員と協議が必要）。</p> <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長が短い場合は、出来形管理基準における側溝工及び函渠工「施工延長4.0mに付き1ヶ所（4.0m以下は1施工箇所につき2ヶ所）」に加え、集水樹（接続樹）ごとに測定する等監督員と協議し管理箇所数を決定すること。</li> </ul>	工種	測定項目	測定基準	規格値	社内規格値	管理測点	〇〇	〇〇〇	測定延長〇〇mに 1箇所	±〇〇	±〇〇	SP=〇〇 SP=〇〇						
工種	測定項目	測定基準	規格値	社内規格値	管理測点																																
〇〇	〇〇〇	測定延長〇〇mに 1箇所	±〇〇	±〇〇	SP=〇〇 SP=〇〇																																
工種	測定項目	測定基準	規格値	社内規格値	管理測点																																
〇〇	〇〇〇	測定延長〇〇mに 1箇所	±〇〇	±〇〇	SP=〇〇 SP=〇〇																																
改定ページ：旧マニュアル P.11（新マニュアル P.12）																																					

新	旧
<p>(10) 交通管理</p> <p>工事に伴う交通処理及び交通対策について、共通仕様書第1編1-1-1-39（交通安全管理）によって記述する。</p> <p>迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記述する。</p> <p>仮歩道が設置できるような交通対策方法を検討し、設置できる場合については可能な限り設置するような交通対策を講じること。</p> <p>また、具体的な保安施設配置計画、接続道路（国道・道道・市道）及び出入口対策、主要材料の搬出入経路、積載超過運搬防止対策等について記述する。</p> <p>特に積載超過運搬防止（過積載防止）対策については、事前に運搬車両の荷台容積や運搬する土砂の単位体積重量等を確認するなど、適切な対策を講じること。</p> <p>なお、次の事項についても記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 標識類（工事中、徐行、お願い等）の設置については、共通仕様書または警察使用許可条件のいずれかを採用しているのか記載する。</li> <li>2) 交通誘導警備員配置計画（日作業量・作業日数・ネットワーク等の工程管理に基づく配置人員（日当たり人数及び総数）は必ず記載すること）</li> <li>3) 交通誘導警備員配置予定者全員の合格書、資格者書等の写しを添付する。（工事場所が市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置が必要となる路線の場合）</li> </ol>	<p>(11) 交通管理</p> <p>工事に伴う交通処理及び交通対策について、共通仕様書第1編1-1-1-38（安全管理）によって記述する。</p> <p>迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記述する。</p> <p>仮歩道が設置できるような交通対策方法を検討し、設置できる場合については可能な限り設置するような交通対策を講じること。</p> <p>また、具体的な保安施設配置計画、接続道路（国道・道道・市道）及び出入口対策、主要材料の搬出入経路、積載超過運搬防止対策等について記述する。</p> <p>特に積載超過運搬防止（過積載防止）対策については、事前に運搬車両の荷台容積や運搬する土砂の単位体積重量等を確認するなど、適切な対策を講じること。</p> <p>なお、次の事項についても記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 標識類（工事中、徐行、お願い等）の設置については、共通仕様書または警察使用許可条件のいずれかを採用しているのか記載する。</li> <li>2) 交通誘導警備員配置計画（日作業量・作業日数・ネットワーク等の工程管理に基づく配置人員（日当たり人数及び総数）は必ず記載すること）</li> <li>3) 交通誘導警備員配置予定者全員の合格書、資格者書等の写しを添付する。（工事場所が市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置が必要となる路線の場合）</li> </ol>
<p>改定ページ：旧マニュアル P.15（新マニュアル P.16）</p>	



新	旧
<p>(14) 社内検査</p> <p>社内検査については、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所及び段階確認事項について自主的に行う。内容については、共通仕様書第1編1-1-1-50（社内検査）により記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 社内検査員の氏名、身分（役職）、資格、経歴</li> <li>2) 検査箇所</li> <li>3) 検査数量</li> <li>4) その他必要な事項</li> <li>5) 資格証書の写し</li> </ol> <p>※社内検査の検査測点は任意であるが、検査毎に測点を変えず、終始同一測点での検査が望ましい。</p> <p>※検査項目については、上記に示した項目のほか、民地摺付けや舗装面の凹凸（水溜まり等）・仕上がり具合等も実施することが望ましい。</p>	<p>(15) 社内検査</p> <p>社内検査については、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所及び段階確認事項について自主的に行う。内容については、共通仕様書第1編1-1-1-47（社内検査）により記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 社内検査員の氏名、身分（役職）、資格、経歴</li> <li>2) 検査箇所</li> <li>3) 検査数量</li> <li>4) その他必要な事項</li> <li>5) 資格証書の写し</li> </ol> <p>※社内検査の検査測点は任意であるが、検査毎に測点を変えず、終始同一測点での検査が望ましい。</p> <p>※検査項目については、上記に示した項目のほか、民地摺付けや舗装面の凹凸（水溜まり等）・仕上がり具合等も実施することが望ましい。</p>
<p>改定ページ：旧マニュアル P.17（新マニュアル P.18）</p>	

新	旧
<p data-bbox="219 480 1048 512">3 休日作業の承認願</p> <p data-bbox="219 517 1048 576">閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）に作業を行う場合は、必ず閉庁日2日前までに「休日作業の承認願」を提出し、承認を得ること。</p>	<p data-bbox="1097 491 1928 523">3 休日作業の承認願</p> <p data-bbox="1097 528 1928 555">休日に作業する場合は、必ず2日前までに提出すること。</p>
改定ページ：P.19	

新				旧						
様式-11 工事施工協議簿 [指示・承諾・ <b>協議</b> ・確認]				様式-11 工事施工協議簿 [指示・承諾・ <b>協議</b> ・確認]						
工事名	〇〇道路線改良工事	工事監督員 署名	総括監督員 印	主任監督員 印	監督員 印	工事監督員	総括監督員	主任監督員	監督員	
業者名	〇〇建設株	役職名		現場代理人	主任技術者等	役職名		現場代理人	主任技術者等	
協議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	署名		印	印	署名		印	印	
協議事項	記載者	内 容								
	代理人名（又は監督員名）	SPOO～SPOO掘削中、〇〇が確認され、路床に影響があると 考えられるため、〇〇の設置について協議願います。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                         必要に応じて 資料・写真等添付する。                     </div>								
合意事項	監督員名（又は代理人名）	〇〇の設置にて対応願います。 なお、〇〇については設計変更の対象とする。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                         通し番号 忘れずに！                     </div>								
	協議簿最終取交し日	令和××年××月××日	協議簿通し番号	NO.	1		協議簿最終取交し日	令和××年××月××日	協議簿通し番号	NO.

改定ページ：P.22

新	旧																														
<p>4)「残土・排雪運搬集計表」,「産業廃棄物処理集計表」に関しては,根拠資料及び各種集計表を協議簿にて提出すること。なお,任意様式でも可とする。 「交通誘導員配置時間集計表」に関しては,様式-18を協議簿にて提出すること。</p> <p>5)協議簿全件を取りまとめた一覧表を添付すること。 [取りまとめ一覧表記載例]</p> <p style="text-align: center;">工事施工協議一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>協議月日</th> <th>内容</th> <th>資料等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○月○日</td> <td>○○変更に関する協議</td> <td>○○工作工図</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○月○日</td> <td>第○回段階確認</td> <td>確認結果資料・写真</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6)協議簿署名欄は,電子印による署名も可とする。</p> <p><b>【設計変更ガイドライン（北海道建設部）抜粋】</b></p> <p>2 設計変更が不可能なケース 以下のような場合においては,原則として設計変更できない。 なお,災害時等緊急の場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設計図書に条件明示のない事項において,発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合。</li> <li>● 発注者と「協議」をしているが,協議の回答がない時点で施工を実施した場合。</li> <li>● 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。</li> <li>● 正式な書面（工事施工協議簿等）によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。</li> </ul> <p>3 設計変更が可能なケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き（契約書第18条第1項第2号）</li> <li>● 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第18条第1項第3号）</li> <li>● 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合の手続き（契約書第18条第1項第4号）</li> </ul>	No	協議月日	内容	資料等	備考		○月○日	○○変更に関する協議	○○工作工図			○月○日	第○回段階確認	確認結果資料・写真		<p>4)「残土・排雪運搬集計表」,「産業廃棄物処理集計表」に関しては,根拠資料及び各種集計表を協議簿にて提出すること。なお,任意様式でも可とする。 「交通誘導員配置時間集計表」に関しては,様式-18を協議簿にて提出すること。</p> <p>5)協議簿全件を取りまとめた一覧表を添付すること。 [取りまとめ一覧表記載例]</p> <p style="text-align: center;">工事施工協議一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>協議月日</th> <th>内容</th> <th>資料等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○月○日</td> <td>○○変更に関する協議</td> <td>○○工作工図</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○月○日</td> <td>第○回段階確認</td> <td>確認結果資料・写真</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設計変更ガイドライン（北海道建設部）抜粋】</b></p> <p>2 設計変更が不可能なケース 以下のような場合においては,原則として設計変更できない。 なお,災害時等緊急の場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設計図書に条件明示のない事項において,発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合。</li> <li>● 発注者と「協議」をしているが,協議の回答がない時点で施工を実施した場合。</li> <li>● 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。</li> <li>● 正式な書面（工事施工協議簿等）によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。</li> </ul> <p>3 設計変更が可能なケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き（契約書第18条第1項第2号）</li> <li>● 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第18条第1項第3号）</li> <li>● 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合の手続き（契約書第18条第1項第4号）</li> </ul>	No	協議月日	内容	資料等	備考		○月○日	○○変更に関する協議	○○工作工図			○月○日	第○回段階確認	確認結果資料・写真	
No	協議月日	内容	資料等	備考																											
	○月○日	○○変更に関する協議	○○工作工図																												
	○月○日	第○回段階確認	確認結果資料・写真																												
No	協議月日	内容	資料等	備考																											
	○月○日	○○変更に関する協議	○○工作工図																												
	○月○日	第○回段階確認	確認結果資料・写真																												
改定ページ：P.23																															

新	旧
<p>(2) 段階確認における留意点</p> <p>1) 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督員等の臨場確認が得られない場合は、請負者は施工管理記録、写真等の資料を整理、提出し、机上確認を受けることができる。</p> <p>2) 段階確認が完了しないと施工を続行できず、工事工程に影響を及ぼすことから、計画的な確認を行うよう請負者・発注者とも留意する必要がある。</p> <p>(3) 簡素化について</p> <p>1) 簡素化を目的とした対象工事に該当する場合、「段階確認願い」に代わり「簡素化様式1」により処理できるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>6 立会願い</p> </div> <p>(1) 立会とは</p> <p>1) 立会とは、特に基準を定めず段階確認を補充するもので、契約書第14条「工事監督員の立会い及び工事記録の整備等」の規定による監督員の立会を行うものである。立会願いは材料確認、段階確認以外で立会が必要な場合に使用することとし、事前に「特記仕様書様式13：立会願い」（以下立会願いという）を監督員に提出する。</p> <p>(2) 簡素化について</p> <p>1) 簡素化を目的とした対象工事に該当する場合、「立会願い」に代わり「簡素化様式1」により処理できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">24</p>	<p>(2) 段階確認における留意点</p> <p>1) 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督員等の臨場確認が得られない場合は、請負者は施工管理記録、写真等の資料を整理、提出し、机上確認を受けることができる。</p> <p>2) 段階確認が完了しないと施工を続行できず、工事工程に影響を及ぼすことから、計画的な確認を行うよう請負者・発注者とも留意する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>6 立会願い</p> </div> <p>立会とは、特に基準を定めず段階確認を補充するもので、契約書第14条「工事監督員の立会い及び工事記録の整備等」の規定による監督員の立会を行うものである。立会願いは材料確認、段階確認以外で立会が必要な場合に使用することとし、事前に「立会願い」を監督員に提出する。</p> <p>【旭川市建設工事請負契約約款 抜粋】</p> <p>（工事監督員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>第14条 請負人は、設計図書において工事監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>2 請負人は、設計図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">24</p>
<p>改定ページ：P.24</p>	

新	旧																																																																																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>8 使用資材承認願</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用するすべての資材について承認願を提出する。なお、JIS製品及び監督員が指示する資材に関する品質規格証明書の添付は、省略する。</li> <li>・表紙は特記仕様書に定める様式とし、提出年月日を記入すること。</li> <li>・使用材料に変更が生じた場合は、その都度、承認願を提出すること。</li> </ul> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: right;">主任監督員 監督員</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(総括監督員) 様</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin: 10px 0;">使用資材承認願</p> <p style="text-align: center;">提出日を記入すること <span style="margin-left: 100px;">令和 年 月 日</span></p> <p style="text-align: center;">(請負人名) 現場代理人</p> <p style="margin-top: 20px;">工事名 _____</p> <p style="font-size: small;">上記工事に使用する下記の資材について審査の上、ご承諾下さいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin: 10px 0;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 15%;">製 造 会 社 名</th> <th style="width: 15%;">納 入 会 社 名</th> <th style="width: 15%;">提 示 資 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">JISマーク表示品等の場合は規格番号を記入</td> <td></td> <td style="font-size: small;">品質規格証明書の提示が必要な資材は備考欄に「○」を記入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※別途提示資料については、請負人にて保管</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">上記について承認する。</p> </div>			名 称	規 格	製 造 会 社 名	納 入 会 社 名	提 示 資 料	JISマーク表示品等の場合は規格番号を記入		品質規格証明書の提示が必要な資材は備考欄に「○」を記入																																																<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>8 使用資材承認願</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用するすべての資材について承認願を提出する。なお、JIS製品及び監督員が指示する資材に関する品質規格証明書の添付は、省略する。</li> <li>・表紙は特記仕様書に定める様式とし、提出年月日を記入すること。</li> <li>・使用材料に変更が生じた場合は、その都度、承認願を提出すること。</li> </ul> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: right;">主任監督員 監督員</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(総括監督員) 様</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin: 10px 0;">使用資材承認願</p> <p style="text-align: center;">提出日を記入すること <span style="margin-left: 100px;">令和 年 月 日</span></p> <p style="text-align: center;">(請負人名) 現場代理人</p> <p style="margin-top: 20px;">工事名 _____</p> <p style="font-size: small;">上記工事に使用する下記の資材について審査の上、ご承諾下さいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin: 10px 0;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 15%;">製 造 会 社 名</th> <th style="width: 15%;">納 入 会 社 名</th> <th style="width: 15%;">提 示 資 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">JISマーク表示品等の場合は規格番号を記入</td> <td></td> <td style="font-size: small;">品質規格証明書の提示が必要な資材は備考欄に「○」を記入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※別途提示資料については、請負人にて保管</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">上記について承認する。</p> </div>			名 称	規 格	製 造 会 社 名	納 入 会 社 名	提 示 資 料	JISマーク表示品等の場合は規格番号を記入		品質規格証明書の提示が必要な資材は備考欄に「○」を記入																																															
名 称	規 格	製 造 会 社 名	納 入 会 社 名	提 示 資 料																																																																																																															
JISマーク表示品等の場合は規格番号を記入		品質規格証明書の提示が必要な資材は備考欄に「○」を記入																																																																																																																	
名 称	規 格	製 造 会 社 名	納 入 会 社 名	提 示 資 料																																																																																																															
JISマーク表示品等の場合は規格番号を記入		品質規格証明書の提示が必要な資材は備考欄に「○」を記入																																																																																																																	
改定ページ：P.27																																																																																																																			

新	旧																																																																																																																																																																																																				
<p>《留意事項》 使用資材承認願い提出時における品質証明書等の添付については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「使用資材承認願い」には、すべての使用資材を記載すること。</li> <li>・下記一覧表に記載のない資材については共通仕様書によること。</li> <li>・JIS、JSWAS、JWWA、JASが表示されている資材・製品については品質規格証明書等の提出は全工事を対象として省略する。併せて、単独工事における使用頻度の高い資材については、品質規格証明書等を事前に一括徴収することから前述同様に省略できるものとし、監督員は特段の理由がない限りは請負人に対し品質規格証明書の提出を求めないように注意する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">品質規格証明書等の確認が必要な資材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>品質規格証明書等の確認</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td>φ0～40mm（路盤、基礎用）</td> <td>不要</td> <td>1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照</td> </tr> <tr> <td>切込砂利</td> <td>φ0～80mm（路盤、基礎用）</td> <td>不要</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>Con再生骨材</td> <td>φ0～40mm</td> <td>要</td> <td>1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照</td> </tr> <tr> <td>Con再生骨材</td> <td>φ0～80mm</td> <td>要</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td></td> <td>不要</td> <td>1-2-4-7 その他砂利、砕石、砂参照</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート管</td> <td>1種 JIS A 5372</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート管</td> <td>2種 JIS A 5372</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート高圧管</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート台付管</td> <td></td> <td>不要</td> <td>JSWAS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>遠心力鉄筋コンクリート管</td> <td>JIS A 5372</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>雨水餅</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄蓋</td> <td>各種</td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>グラウンドマンホール蓋</td> <td></td> <td>不要</td> <td>JIS・JSWAS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>樹用スラブ</td> <td>寸法各種</td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>アゴ付トラフ</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>アゴ付トラフ用蓋</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>JISトラフ</td> <td>JIS A 5372</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>JISトラフ用蓋</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>緑石ブロック</td> <td>緑石各種</td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>生コン各種</td> <td>不要</td> <td>JIS 認定工場以外の場合、要 (1-5-3-2「コンクリート」参照)</td> </tr> <tr> <td>塩ビ管</td> <td>VU、管径各種 JIS K 6741</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>塩ビ管</td> <td>VP、管径各種 JIS K 6741</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	品質規格証明書等の確認	備考	切込砂利	φ0～40mm（路盤、基礎用）	不要	1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照	切込砂利	φ0～80mm（路盤、基礎用）	不要	同上	Con再生骨材	φ0～40mm	要	1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照	Con再生骨材	φ0～80mm	要	同上	砂		不要	1-2-4-7 その他砂利、砕石、砂参照	鉄筋コンクリート管	1種 JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	鉄筋コンクリート管	2種 JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	鉄筋コンクリート高圧管		要	規格外製品のため	鉄筋コンクリート台付管		不要	JSWAS 製品のため	遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	雨水餅		要	規格外製品のため	ダクタイル鋳鉄蓋	各種	要	規格外製品のため	グラウンドマンホール蓋		不要	JIS・JSWAS 製品のため	樹用スラブ	寸法各種	要	規格外製品のため	アゴ付トラフ		要	規格外製品のため	アゴ付トラフ用蓋		要	規格外製品のため	JISトラフ	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	JISトラフ用蓋		要	規格外製品のため	緑石ブロック	緑石各種	要	規格外製品のため	生コンクリート	生コン各種	不要	JIS 認定工場以外の場合、要 (1-5-3-2「コンクリート」参照)	塩ビ管	VU、管径各種 JIS K 6741	不要	JIS 製品のため	塩ビ管	VP、管径各種 JIS K 6741	不要	JIS 製品のため	<p>《留意事項》 使用資材承認願い提出時における品質証明書等の添付については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「使用資材承認願い」には、すべての使用資材を記載すること。</li> <li>・下記一覧表に記載のない資材については共通仕様書によること。</li> <li>・単独事業対象工事については「工事書類簡素化マニュアル」の品質規格証明書の添付を省略する資材一覧を参照すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">品質証明書等の確認が必要な資材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>試験成績書確認</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td>φ0～40mm（路盤、基礎用）</td> <td>不要</td> <td>1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照</td> </tr> <tr> <td>切込砂利</td> <td>φ0～80mm（路盤、基礎用）</td> <td>不要</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>Con再生骨材</td> <td>φ0～40mm</td> <td>要</td> <td>1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照</td> </tr> <tr> <td>Con再生骨材</td> <td>φ0～80mm</td> <td>要</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td></td> <td>不要</td> <td>1-2-4-7 その他砂利、砕石、砂参照</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート管</td> <td>1種 JIS A 5372</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート管</td> <td>2種 JIS A 5372</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート高圧管</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート台付管</td> <td></td> <td>不要</td> <td>JSWAS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>遠心力鉄筋コンクリート管</td> <td>JIS A 5372</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>雨水餅</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄蓋</td> <td>各種</td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>グラウンドマンホール蓋</td> <td></td> <td>不要</td> <td>JIS・JSWAS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>樹用スラブ</td> <td>寸法各種</td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>アゴ付トラフ</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>アゴ付トラフ用蓋</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>JISトラフ</td> <td>JIS A 5372</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>JISトラフ用蓋</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>緑石ブロック</td> <td>緑石各種</td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>生コン各種</td> <td>不要</td> <td>JIS 認定工場以外の場合、要 (1-5-3-2「コンクリート」参照)</td> </tr> <tr> <td>塩ビ管</td> <td>VU、管径各種 JIS K 6741</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>塩ビ管</td> <td>VP、管径各種 JIS K 6741</td> <td>不要</td> <td>JIS 製品のため</td> </tr> <tr> <td>境界防護蓋</td> <td></td> <td>要</td> <td>規格外製品のため</td> </tr> <tr> <td>合材</td> <td>アスファルト混合物各種</td> <td>不要</td> <td>使用実績ある場合 (1-3-6-2「アスファルト舗装」の材料参照)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト乳剤</td> <td>PK-3、PK-4</td> <td>不要</td> <td>使用実績ある場合</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	試験成績書確認	備考	切込砂利	φ0～40mm（路盤、基礎用）	不要	1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照	切込砂利	φ0～80mm（路盤、基礎用）	不要	同上	Con再生骨材	φ0～40mm	要	1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照	Con再生骨材	φ0～80mm	要	同上	砂		不要	1-2-4-7 その他砂利、砕石、砂参照	鉄筋コンクリート管	1種 JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	鉄筋コンクリート管	2種 JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	鉄筋コンクリート高圧管		要	規格外製品のため	鉄筋コンクリート台付管		不要	JSWAS 製品のため	遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	雨水餅		要	規格外製品のため	ダクタイル鋳鉄蓋	各種	要	規格外製品のため	グラウンドマンホール蓋		不要	JIS・JSWAS 製品のため	樹用スラブ	寸法各種	要	規格外製品のため	アゴ付トラフ		要	規格外製品のため	アゴ付トラフ用蓋		要	規格外製品のため	JISトラフ	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	JISトラフ用蓋		要	規格外製品のため	緑石ブロック	緑石各種	要	規格外製品のため	生コンクリート	生コン各種	不要	JIS 認定工場以外の場合、要 (1-5-3-2「コンクリート」参照)	塩ビ管	VU、管径各種 JIS K 6741	不要	JIS 製品のため	塩ビ管	VP、管径各種 JIS K 6741	不要	JIS 製品のため	境界防護蓋		要	規格外製品のため	合材	アスファルト混合物各種	不要	使用実績ある場合 (1-3-6-2「アスファルト舗装」の材料参照)	アスファルト乳剤	PK-3、PK-4	不要	使用実績ある場合
名称	規格	品質規格証明書等の確認	備考																																																																																																																																																																																																		
切込砂利	φ0～40mm（路盤、基礎用）	不要	1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照																																																																																																																																																																																																		
切込砂利	φ0～80mm（路盤、基礎用）	不要	同上																																																																																																																																																																																																		
Con再生骨材	φ0～40mm	要	1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照																																																																																																																																																																																																		
Con再生骨材	φ0～80mm	要	同上																																																																																																																																																																																																		
砂		不要	1-2-4-7 その他砂利、砕石、砂参照																																																																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート管	1種 JIS A 5372	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート管	2種 JIS A 5372	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート高圧管		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート台付管		不要	JSWAS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
雨水餅		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
ダクタイル鋳鉄蓋	各種	要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
グラウンドマンホール蓋		不要	JIS・JSWAS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
樹用スラブ	寸法各種	要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
アゴ付トラフ		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
アゴ付トラフ用蓋		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
JISトラフ	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
JISトラフ用蓋		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
緑石ブロック	緑石各種	要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
生コンクリート	生コン各種	不要	JIS 認定工場以外の場合、要 (1-5-3-2「コンクリート」参照)																																																																																																																																																																																																		
塩ビ管	VU、管径各種 JIS K 6741	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
塩ビ管	VP、管径各種 JIS K 6741	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
名称	規格	試験成績書確認	備考																																																																																																																																																																																																		
切込砂利	φ0～40mm（路盤、基礎用）	不要	1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照																																																																																																																																																																																																		
切込砂利	φ0～80mm（路盤、基礎用）	不要	同上																																																																																																																																																																																																		
Con再生骨材	φ0～40mm	要	1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照																																																																																																																																																																																																		
Con再生骨材	φ0～80mm	要	同上																																																																																																																																																																																																		
砂		不要	1-2-4-7 その他砂利、砕石、砂参照																																																																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート管	1種 JIS A 5372	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート管	2種 JIS A 5372	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート高圧管		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
鉄筋コンクリート台付管		不要	JSWAS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
雨水餅		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
ダクタイル鋳鉄蓋	各種	要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
グラウンドマンホール蓋		不要	JIS・JSWAS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
樹用スラブ	寸法各種	要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
アゴ付トラフ		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
アゴ付トラフ用蓋		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
JISトラフ	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
JISトラフ用蓋		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
緑石ブロック	緑石各種	要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
生コンクリート	生コン各種	不要	JIS 認定工場以外の場合、要 (1-5-3-2「コンクリート」参照)																																																																																																																																																																																																		
塩ビ管	VU、管径各種 JIS K 6741	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
塩ビ管	VP、管径各種 JIS K 6741	不要	JIS 製品のため																																																																																																																																																																																																		
境界防護蓋		要	規格外製品のため																																																																																																																																																																																																		
合材	アスファルト混合物各種	不要	使用実績ある場合 (1-3-6-2「アスファルト舗装」の材料参照)																																																																																																																																																																																																		
アスファルト乳剤	PK-3、PK-4	不要	使用実績ある場合																																																																																																																																																																																																		
改定ページ：P.28																																																																																																																																																																																																					

新				旧			
名称	規格	品質規格証明等の種類	備考	名称	規格	試験成績表の種類	備考
境界防護蓋		要	規格外製品のため				(1-3-6-2アスファルト舗装の材料参照)
合材	アスファルト混合物各種	不要	使用実績ある場合 (1-3-6-2アスファルト舗装の材料参照)	ボックスカルバート	RC、PC、各種寸法	要	規格外製品のため
アスファルト乳剤	PK-3、PK-4	不要	使用実績ある場合 (1-3-6-2アスファルト舗装の材料参照)	ボックスカルバート	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため
ボックスカルバート	RC、PC、各種寸法	要	規格外製品のため	緑石ベース板		要	規格外製品のため
ボックスカルバート	JIS A 5372	不要	JIS 製品のため	生芝		要	1-2-11-1 生芝参照 品質規格証明書を提出したのち使用する。
緑石ベース板		要	規格外製品のため				
生芝		要	1-2-11-1 生芝参照 品質規格証明書を提出したのち使用する。				
<p>※共通仕様書は R5.10 月版</p> <p>※ J I S（日本工業規格）、J S W A S（日本下水道協会規格）、J W W A（日本水道協会規格）、J A S（日本農林規格）製品（以下、「J I S マーク表示品等」という。）は品質規格証明書等の提出を省略する。</p> <p>※共通仕様書 1-2-2-1（工事材料の品質）において、「1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示する。なお、J I S 規格品のうち、J I S マーク表示が認証され、J I S マーク表示がされている材料・製品等（J I S マーク表示品）については、工事監督員又は検査員の請求があった場合に、J I S マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えることとする。」と規定されていることから、試験成績表（品質規格証明書）は工事成果品として提出は不要とする。</p>				<p>※共通仕様書は H30.10 月版</p> <p>※ J I S（日本工業規格）、J S W A S（日本下水道協会規格）、J W W A（日本水道協会規格）、J A S（日本農林規格）製品（以下、「J I S マーク表示品等」という。）は品質規格証明書等の提出を省略する。</p> <p>※共通仕様書 1-2-2-1（工事材料の品質）において、「1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示する。なお、J I S 規格品のうち、J I S マーク表示が認証され、J I S マーク表示がされている材料・製品等（J I S マーク表示品）については、工事監督員又は検査員の請求があった場合に、J I S マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えることとする。」と規定されていることから、試験成績表（品質規格証明書）は工事成果品として提出は不要とする。</p>			
改定ページ：P.29							



新			旧
<p>簡素化を目的とした対象工事に該当する場合に 「使用資材承認願い」における品質規格証明書等の添付を省略する資材一覧</p>			
名称	規格	備考	新規挿入のため無し。
切込砂利	Φ0～40mm（路盤、基礎用）	1-2-5-7 床土抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照	
切込砂利	Φ0～80mm（路盤、基礎用）	1-2-5-7 床土抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照	
再生骨材	Φ0～40mm（路盤、基礎用）	1-2-5-7 床土抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照	
再生骨材	Φ0～80mm（路盤、基礎用）	1-2-5-7 床土抑制層用材料 1-2-5-8 路盤用材料 1-2-5-11 基礎及び裏込用材料 参照	
砂		1-2-4-7 その他砂利、砕石、砂 参照	
鉄筋コンクリート管	1種 JIS A 5372	JIS 製品のため	
鉄筋コンクリート管	2種 JIS A 5372	JIS 製品のため	
鉄筋コンクリート高压管	Φ250～800	事前一括徴収	
鉄筋コンクリート台付管		JSWAS 製品のため	
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372	JIS 製品のため	
雨水樹	□500、樹高各種	事前一括徴収	
雨水樹	□560、樹高各種	事前一括徴収	
雨水樹	650×500、樹高各種	事前一括徴収	
雨水樹	650×560、樹高各種	事前一括徴収	
雨水樹	□840 上部樹	事前一括徴収	
雨水樹	□840 中間樹、樹高各種	事前一括徴収	
雨水樹	□840 下部樹、樹高各種	事前一括徴収	
雨水樹	□1100 上部樹	事前一括徴収	
雨水樹	□1100 中間樹、樹高各種	事前一括徴収	
雨水樹	□1100 下部樹	事前一括徴収	
樹スラブ	各種	事前一括徴収	
ダクトイル鋳鉄蓋	1型、2型、3型、5型、10型	事前一括徴収	
ダクトイル鋳鉄蓋	U240 アゴ付トラフ用 300×290	事前一括徴収	
ダクトイル鋳鉄蓋	U300 アゴ付トラフ用 300×350	事前一括徴収	
角受丸鋳鉄蓋	600型（T-25、T-14 各種）	事前一括徴収	
角受丸鋳鉄蓋	800型（T-25、T-14 各種）	事前一括徴収	
グラウンドマンホール蓋		JIS・JWSAS 製品のため	
樹用スラブ	寸法各種	事前一括徴収	
アゴ付トラフ	240×240、240×380	事前一括徴収	
※新規挿入 P.30			

工事成果品等作成マニュアル（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表


新			旧
			新規挿入のため無し。
名称	規格	備考	
アゴ付トラフ	300×240, 300×300, 300×360	事前一括徴収	
アゴ付トラフ	360×360	事前一括徴収	
アゴ付トラフ	450×450	事前一括徴収	
アゴ付トラフ	600×600	事前一括徴収	
アゴ付トラフ蓋	240, 300, 360, 450, 600 用	事前一括徴収	
JIS トラフ	JIS A 5372	JIS 製品のため	
ボックスカルバートU形	240×240, 240×360	事前一括徴収	
ボックスカルバートU形	300×360	事前一括徴収	
ボックスカルバート	JIS A 5372	JIS 製品のため	
導水縁石	標準タイプ・変形タイプ各種	事前一括徴収	
市型縁石	標準タイプ・変形タイプ各種	事前一括徴収	
車道用縁石Ⅰ型	標準タイプ・変形タイプ各種	事前一括徴収	
車道用縁石Ⅱ形	標準タイプ・変形タイプ各種	事前一括徴収	
舗装止縁石	100×150, 150×170	事前一括徴収	
(旧) 歩車道境界縁石	220/280×275×690	事前一括徴収	
生コンクリート	生コン各種	JIS 認定工場以外の場合、要 (1-5-3-2)「コンクリート」参照	
塩ビ管	VU, 管径各種 JIS K 6741	JIS 製品のため	
塩ビ管	VP, 管径各種 JIS K 6741	JIS 製品のため	
合成樹脂管	Φ150, 耐圧強度 2100N/m 以上、可とう性 100mm/50N 以上、長さ 5m/本	事前一括徴収	
取付管用支管	コンクリート管用継ぎ手 (90SHR), 口径各種	事前一括徴収	
境界防護蓋	硬質塩化ビニル製、ワンタッチ式オスタイプ、内径 150mm (境界名入り)	事前一括徴収	
合材	アスファルト混合物各種	使用実績ある場合 (1-3-6-2)「アスファルト舗装」の材料参照	
アスファルト乳剤	PK-3, PK-4	使用実績ある場合 (1-3-6-2)「アスファルト舗装」の材料参照	
<p>※上記資材のほか、土木工事共通仕様書の規定により事前提出を省略できる資材及び JSWAS（日本下水道協会規格）、JWWA（日本水道協会規格）、JAS（日本農林規格）製品についても品質規格証明書の提出を省略する。</p> <p>※添付を省略できる資材は、上記一覧表のとおりである。なお、添付を省略できる資材の製造会社については、工事監督員に確認すること。</p>			
※新規挿入 P.31			

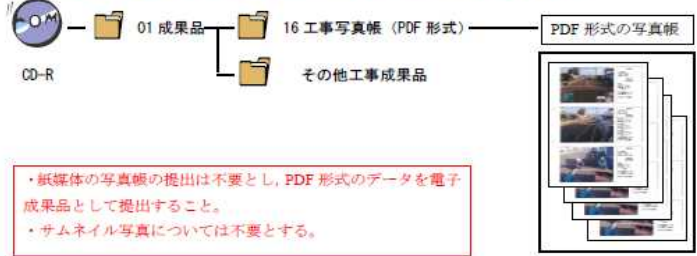
新	旧																																																
<p style="text-align: center;">9 使用資材集計表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計数量と搬入数量を対比できる一覧表を提出すること。</li> <li>納品伝票については提出不要とし、請負者が保管するものとする。</li> <li>搬入簿の提出については不要とする。</li> </ul> <p style="text-align: center;">[使用資材集計表記載例]</p> <p style="text-align: center;">使用資材集計表</p> <p>工事名 ○○道路線改良工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>設計数量</th> <th>搬入数量</th> <th>使用数量</th> <th>増減</th> <th>使用比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td>0-40mm</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>100.00</td> <td>120.00</td> <td>115.00</td> <td>15.00</td> <td>115.0%</td> </tr> <tr> <td>雨水枋</td> <td>□840、H=1000</td> <td>個</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>0.00</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計変更が生じた場合、設計変更後の数量が「設計数量」となるので留意すること。</li> <li>設計数量は割増率（ロス率）を含まない数量とする。</li> <li>”設計数量と搬入数量との対比”となっているが、搬入数量のうち使用数量がどのくらいか確認が必要なため、「増減」及び「比率」については設計数量と使用数量の対比とする。</li> <li><del>伝票の提出は不要であるが、資材ごとの搬入時期及び数量の内訳が確認できる「搬入簿」等を添付すること。</del></li> <li>縁石790mm/本や遠心力鉄筋コンクリート管2430mm/本のような資材の場合は、本数とメートル数を併記するなど、設計数量と使用数量が判別できるように工夫すること。</li> </ul>	品名	規格	単位	設計数量	搬入数量	使用数量	増減	使用比率	切込砂利	0-40mm	m <sup>3</sup>	100.00	120.00	115.00	15.00	115.0%	雨水枋	□840、H=1000	個	10	10	10	0.00	100.0%	<p style="text-align: center;">9 使用資材集計表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計数量と搬入数量を対比できる一覧表を提出すること。</li> <li>納品伝票については提出不要とし、請負者が保管するものとする。</li> </ul> <p style="text-align: center;">[使用資材集計表記載例]</p> <p style="text-align: center;">使用資材集計表</p> <p>工事名 ○○道路線改良工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>設計数量</th> <th>搬入数量</th> <th>使用数量</th> <th>増減</th> <th>使用比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td>0-40mm</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>100.00</td> <td>120.00</td> <td>115.00</td> <td>15.00</td> <td>115.0%</td> </tr> <tr> <td>雨水枋</td> <td>□840、H=1000</td> <td>個</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>0.00</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計変更が生じた場合、設計変更後の数量が「設計数量」となるので留意すること。</li> <li>設計数量は割増率（ロス率）を含まない数量とする。</li> <li>”設計数量と搬入数量との対比”となっているが、搬入数量のうち使用数量がどのくらいか確認が必要なため、「増減」及び「比率」については設計数量と使用数量の対比とする。</li> <li>伝票の提出は不要であるが、資材ごとの搬入時期及び数量の内訳が確認できる「搬入簿」等を添付すること。（単独事業対象工事については、添付を不要とする。）</li> <li>縁石790mm/本や遠心力鉄筋コンクリート管2430mm/本のような資材の場合は、本数とメートル数を併記するなど、設計数量と使用数量が判別できるように工夫すること。</li> </ul>	品名	規格	単位	設計数量	搬入数量	使用数量	増減	使用比率	切込砂利	0-40mm	m <sup>3</sup>	100.00	120.00	115.00	15.00	115.0%	雨水枋	□840、H=1000	個	10	10	10	0.00	100.0%
品名	規格	単位	設計数量	搬入数量	使用数量	増減	使用比率																																										
切込砂利	0-40mm	m <sup>3</sup>	100.00	120.00	115.00	15.00	115.0%																																										
雨水枋	□840、H=1000	個	10	10	10	0.00	100.0%																																										
品名	規格	単位	設計数量	搬入数量	使用数量	増減	使用比率																																										
切込砂利	0-40mm	m <sup>3</sup>	100.00	120.00	115.00	15.00	115.0%																																										
雨水枋	□840、H=1000	個	10	10	10	0.00	100.0%																																										
改定ページ：旧マニュアル P.32（新マニュアル P.30）																																																	

新	旧
<p>12 現場環境改善報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に単独事業対象工事は該当なし。</li> <li>・実施した現場環境改善を項目別（仮設備関係、管繕関係、安全関係、地域連携）に整理し、計画と実施が対比できるように一覧表を作成する。</li> <li>・工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。</li> </ul>	<p>12 現場環境改善報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に単独事業対象工事は該当なし。</li> <li>・実施した現場環境改善を項目別（仮設備関係、管繕関係、安全関係、地域連携）に整理し、計画と実施が対比できるように一覧表を作成する。</li> </ul>
<p>改定ページ：旧マニュアル P.33（新マニュアル P.35）</p>	

新	旧
<div data-bbox="215 309 1021 341" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14 安全関連資料</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の安全確保のために実施した内容を記録した資料を監督員に提示し、報告すること。監督員は報告内容を確認し、<b>簡素化を目的とした工事に該当する場合は「ファイル説明(簡素化用)No.2」、その他(交付全事業など)の工事については、「ファイル説明書」に確認署名と押印すること。</b></li> <li>・ 災害防止（工事安全）協議会※1）等を設置した場合は、活動日と活動内容に関する資料を提示すること。</li> <li>・ 店社パトロールを実施し、その実施日と実施内容及び記録を提示すること。</li> <li>・ 施工現場での安全巡視の記録及び作業前打合せ（Tool-Box-Meeting）※2）、危険予知活動（KYK）※3）等の実施記録を提示すること。</li> <li>・ 運搬する土砂の積込場所における単位体積重量を確認するなど、過積載防止に取り組んでいる内容及び記録を提示すること。</li> <li>・ 重機作業に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている記録を提示すること。</li> <li>・ 新規に入場した作業員、誘導員、オペレータ等に対して実施した安全教育の実施内容及び記録を提示すること。</li> <li>・ 安全訓練の実施記録がわかるものを監督員に提示すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">36</p>	<div data-bbox="1111 309 1917 341" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14 安全関連資料</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果品として提出する資料については、総括表のみとする。</li> <li>・ 工事中の安全確保のために実施した内容を記録した資料を安全関連資料総括表に添付し、報告すること。監督員は報告内容を確認し、安全関連資料総括表に署名、押印する。</li> <li>・ 災害防止（工事安全）協議会※1）等を設置した場合は、活動日と活動内容に関する資料を提示すること。</li> <li>・ 店社パトロールを実施し、その実施日と実施内容及び記録を提示すること。</li> <li>・ 施工現場での安全巡視の記録及び作業前打合せ（Tool-Box-Meeting）※2）、危険予知活動（KYK）※3）等の実施記録を提示すること。</li> <li>・ 運搬する土砂の積込場所における単位体積重量を確認するなど、過積載防止に取り組んでいる内容及び記録を提示すること。</li> <li>・ 重機作業に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている記録を提示すること。</li> <li>・ 新規に入場した作業員、誘導員、オペレータ等に対して実施した安全教育の実施内容及び記録を提示すること。</li> <li>・ 安全訓練の実施記録がわかるものを監督員に提示すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">34</p>
改定ページ：旧マニュアル P.34（新マニュアル P.36）	

新	旧
<p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影する際は、黒板に撮影月日を記載することとし、写真に写し込んだ黒板の判読が困難となる場合は、コメント欄に内容を記載すること。</li> <li>・品質管理写真については別途、品質管理報告書に添付すること。</li> <li>・現場環境改善実施状況写真については別途、現場環境改善報告書に添付すること。</li> <li>・以下の項目のうち、該当する写真を添付すること。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事予告表示板については、道路使用許可条件のとおり設置していることが確認できる写真</li> <li>2) 土砂の搬入・搬出及び運搬状況については、土取り場・仮置き場の状況や積載状況がわかる写真</li> <li>3) 高さ管理している丁張については、基準高及び下がりを書き入れた写真</li> <li>4) 転圧状況については、1層ごとの厚さが確認できる写真（巻き出し厚及び転圧後の厚さ）</li> <li>5) アスファルト混合物については、出荷時、現着時、舗設時、開放時の温度管理写真</li> <li>6) ゴムリング設置、モルタル配合（配合割合が確認できるもの）の状況写真</li> <li>7) 舗装工において、すべてのコア厚さを確認できる写真（定規はmm単位で測定できるものを使用すること）</li> <li>8) 既設路盤及び既設構造物（トラフ、コンクリート管等）の状態（再利用できる・できない）が判別できる写真</li> <li>9) 産業廃棄物処理場の許可看板の写真</li> <li>10) 生コンクリートの打設日及び脱型枠日分かる写真</li> <li>11) 生コンクリート打設後の養生状況の写真</li> <li>12) プライムコート、タックコートについては、端部及び作工物周辺の散布状況の写真</li> <li>13) 民地排水接続が生じた場合は、<u>全箇所</u>について接続状況及び接続後の写真 ※どの家の、どの排水を接続したのか、位置がわかるように工夫し撮影すること。</li> <li>14) 支管取付状況及び取付後（仕上がり状況）の写真</li> <li>15) 縁石基礎コンクリート目地材設置状況の写真</li> <li>16) 照明灯を設置した場合は、点灯確認の写真</li> <li>17) 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来型管理写真の撮影を省略することができる。臨場時の状況写真についても不要とする。</li> <li>18) 簡素化を目的とした対象工事に該当する場合は、工事写真帳の作成を以下のとおり簡素化することができる。</li> </ol>	<p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影する際は、黒板に撮影月日を記載することとし、写真に写し込んだ黒板の判読が困難となる場合は、コメント欄に内容を記載すること。</li> <li>・品質管理写真については別途、品質管理報告書に添付すること。</li> <li>・現場環境改善実施状況写真については別途、現場環境改善報告書に添付すること。</li> <li>・以下の項目のうち、該当する写真を添付すること。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事予告表示板については、道路使用許可条件のとおり設置していることが確認できる写真</li> <li>2) 土砂の搬入・搬出及び運搬状況については、土取り場・仮置き場の状況や積載状況がわかる写真</li> <li>3) 高さ管理している丁張については、基準高及び下がりを書き入れた写真</li> <li>4) 転圧状況については、1層ごとの厚さが確認できる写真（巻き出し厚及び転圧後の厚さ）</li> <li>5) アスファルト混合物については、出荷時、現着時、舗設時、開放時の温度管理写真</li> <li>6) ゴムリング設置、モルタル配合（配合割合が確認できるもの）の状況写真</li> <li>7) 舗装工において、すべてのコア厚さを確認できる写真（定規はmm単位で測定できるものを使用すること）</li> <li>8) 既設路盤及び既設構造物（トラフ、コンクリート管等）の状態（再利用できる・できない）が判別できる写真</li> <li>9) 産業廃棄物処理場の許可看板の写真</li> <li>10) 生コンクリートの打設日及び脱型枠日分かる写真</li> <li>11) 生コンクリート打設後の養生状況の写真</li> <li>12) プライムコート、タックコートについては、端部及び作工物周辺の散布状況の写真</li> <li>13) 民地排水接続が生じた場合は、<u>全箇所</u>について接続状況及び接続後の写真 ※どの家の、どの排水を接続したのか、位置がわかるように工夫し撮影すること。</li> <li>14) 支管取付状況及び取付後（仕上がり状況）の写真</li> <li>15) 縁石基礎コンクリート目地材設置状況の写真</li> <li>16) 照明灯を設置した場合は、点灯確認の写真</li> </ol>
<p>改定ページ：旧マニュアル P.36（新マニュアル P.38）</p>	

新	旧
<p><b>【工事写真根拠簡素化】</b></p> <p>写真管理については、共通仕様書「写真管理基準」の提出頻度を参考にすのほか、次の要領に沿って整理すること。</p> <p>なお、紙ベースの提出は必要最小限とし、撮影した写真データは全て提出すること。データ提出の際は、確認できる電子媒体に格納すると共に、目次としてサムネイル(コンタクトシート5列×7行程度)を作成すること。格納方法については下記の図を参考にすること。</p> <p>(1) サムネイル写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンタクトシート5列×7行程度で全写真分を提出</li> <li>・サムネイルに写真データのファイル名を表示すること。</li> </ul> <p>(2) 工事標識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起終点各1枚（複数路線、点在型工事については代表箇所起終点各1枚）</li> <li>・施工体系図（変更があった場合は最終版のもの）、建退共貼付状況、建設業許可（業者毎）各1枚</li> </ul> <p>(3) 着工前、完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線毎に起点側、終点側各1枚（延長が長い等の場合は別途監督員との協議による。）</li> </ul> <p>(4) 準備工写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮BM（使用BMの写真1枚）、丁張状況等の写真（代表箇所1枚程度）</li> </ul> <p>(5) 施工状況、出来形写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計書（工種毎、体系化順）の記載順に整理する。</li> </ul> <p>例) 道路土工（状況・出来形）→・・・→排水構造物工（状況・出来形）→          舗装工（状況・出来形）→・・・→道路付属施設工（状況・出来形）→仮設工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工状況は工種・種別毎に1枚、出来形管理は共通仕様書「撮影箇所一覧表（出来形管理）」の写真管理項目のうち、提出頻度によらず代表断面毎に各1枚提出</li> <li>・複数路線、点在型（工区）の場合は工区別、路線別で施工状況・出来形を整理</li> </ul>  <p><b>【例】電子媒体の標準的なフォルダ構成</b></p>	<p>新規挿入のため無し。</p>
<p>※新規挿入 P.39</p>	

新	旧
<p>19) 簡素化を目的とした対象工事に該当しない場合（交付金事業など）については従来どおり共通仕様書「写真管理基準」に則り、撮影した写真を1ページあたり最大3枚として写真帳を編さんすること。成果品の納品については、紙媒体の写真帳は提出不要とし、PDF形式で出力したものを電子媒体に格納して提出すること。</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、施工箇所ごとに写真帳を編さんすること。また、前項（1）に記載されているサムネイル写真については提出不要とする。</p>  <p>紙媒体の写真帳の提出は不要とし、PDF 形式のデータを電子成果品として提出すること。 サムネイル写真については不要とする。</p> <p><b>16 その他</b> 工事成果品として以下の書類を取りまとめる際は、「その他」として書類を編さんすること。</p> <p><b>16-1 工事カルテ関係書</b> 請負金額500万円以上の工事については、工事カルテを作成し監督員の確認を受けた上、工期の始期後10日以内（契約日を含む、閉庁日を除く。）に登録（変更時も同様）し、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、登録申請をする。なお、変更登録は省略（しゅん功登録と兼ねる）できる場合があるため、監督員と協議すること。ただし、工期や配置技術者（現場代理人・主任技術者・監理技術者）の変更、設計変更による請負金額の変更があった場合は適宜変更登録すること。</p> <p>※日本建設情報総合センター（JACIC）発行の工事カルテ受領書の写しについては提出不要とするが、監督員に請求された際は提示すること。</p> <p>※着手時、変更時、しゅん功時登録前の監督員の確認については、簡素化を目的とした工事に該当する場合は「ファイル説明書(簡素化用)No.2」により処理するものとし、その他(交付金事業など)の工事については、「ファイル説明書」により処理するものとする。</p> <p><b>16-2 境界点地先立会簿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工区域内にあるすべての境界について確認すること。（図面表示以外の境界杭も調査し境界杭が無い場合は、「無い」旨を地先確認者に確認し自筆の署名をもらうこと）</li> <li>施工前、施工後に日付入り写真を撮影し添付すること。（可能な限り地先確認者立会のものとする）</li> <li>法14条地図等の地籍調査時の仮杭(木杭等)や旧境界杭等(木杭等も含む)についても、確認すること。</li> </ul>	<p>新規挿入のため無し。</p>
<p>※新規挿入 P.40</p>	



新	旧																																																																		
<p><b>16-3 隣接工作物等地先立会簿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工区域内にある隣接している民地の工作物等について、工事の影響による工作物の変状がないことを確認すること。（確認対象とする工作物は監督員との協議で決定する）</li> <li>・施工前、施工後に測定結果を日付入り写真で撮影し添付すること。</li> <li>・様式-31に原則として所有者等の直筆署名をもらうこと。</li> </ul> <p><b>16-4 建設業退職金共済関係書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業退職金共済関係書については、建設業退職金共済契約書（下請けおよび再下請けも含む）、中小企業退職金共済組合加入の場合は、その証明書および掛金収納書は施工計画書提出時に合わせて提出すること。また、下請け業者追加時には適宜提出すること。</li> <li>・工事しゅん功時には、特記仕様書「様式-20」に必要事項を記載し、提出すること。</li> <li>・上記の書類については、成果品「16 その他」の「16-4 建設業退職金共済関係書」として編さんし、提出すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">[特記仕様書 様式-20]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式-20 「建退共」共済証紙配布状況調査表</p> <p>工 事 名 : _____ 会社名 : _____</p> <p>※工事の種類区分 : 文庫 ・ 下請 (いずれかに○)</p> <p>&lt;取替書の取扱いについて&gt;</p> <p>(1) 本様式は元請・下請共済様式です。</p> <p>(2) 建退共に記入している元請専業主・下請専業主(すべての下請専業主)がそれぞれ作成してください。</p> <p>(取替の取付実態がない専業主は、「工事名」、「会社名」を記入するとともに、建退共専業主欄に「該当書なし」と記入し作成してください。)</p> <p>(3) 下請専業主は元請専業主(発注代理人)に作成した取付実態書を提供してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事種別区分 :</th> <th colspan="12">年 月 日 か ら 年 月 日 まで</th> <th rowspan="2">取付枚数合計 (取)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>元請専業主</th> <th>下請専業主</th> <th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td colspan="16">取 付 枚 数 合 計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	工事種別区分 :		年 月 日 か ら 年 月 日 まで												取付枚数合計 (取)	備 考	元請専業主	下請専業主	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																			取 付 枚 数 合 計																		<p><b>17 境界点地先立会簿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工区域内にあるすべての境界について確認すること。（図面表示以外の境界杭も調査し境界杭が無い場合は、「無い」旨を地先確認者に確認し自筆の署名をもらうこと）</li> <li>・施工前、施工後に日付入り写真を撮影し添付すること。（可能な限り地先確認者立会のものとする）</li> <li>・法14条地図等の地籍調査時の仮杭(木杭等)や旧境界杭等(木杭等も含む)についても、確認すること。</li> </ul> <p><b>18 隣接工作物等地先立会簿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工区域内にある隣接している民地の工作物等について、工事の影響による工作物の変状がないことを確認すること。（確認対象とする工作物は監督員との協議で決定する）</li> <li>・施工前、施工後に測定結果を日付入り写真で撮影し添付すること。</li> <li>・様式-31に原則として所有者等の直筆署名をもらうこと。</li> </ul> <p><b>19 建設業退職金共済関係書</b></p> <p>建設業退職金共済関係書については、次の資料を添付すること。なお、配布状況調査票については、購入枚数と配布枚数に差異が生じないように確認すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①建設業退職金共済契約者証の写し（元請、下請け、再下請け業者のもの）</li> <li>②掛金収納書の写し（購入枚数がわかるもの）</li> <li>③「建退共」共済証紙の配布状況調査表「元請用」</li> <li>④「建退共」共済証紙の配布状況調査表「下請用」 ※下請けがある場合</li> <li>⑤「建退共」共済証紙の配布状況調査表「再下請用」 ※再下請けがある場合</li> </ol> <p>※①②は当初施工計画書に添付し、成果品作成時に③～⑤とともに取りまとめる。</p>
工事種別区分 :		年 月 日 か ら 年 月 日 まで												取付枚数合計 (取)			備 考																																																		
元請専業主	下請専業主	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																						
取 付 枚 数 合 計																																																																			
改定ページ：旧マニュアル P.37（新マニュアル P.41）																																																																			

新	旧																																																																														
<p>様式改定のため削除</p>	<p style="text-align: center;">【共済証紙配布状況調査票 記載例】</p> <p>様式-24 「建退共」共済証紙配布状況調査票</p> <p>「下請用」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td colspan="5">『下請負金額』を記入する。</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>工期</td> <td colspan="4">令和 年 月 日～令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>請負金額</td> <td colspan="5">下請負業者名</td> </tr> <tr> <td>元請業者から受領した共済証紙枚数</td> <td>1日券</td> <td>枚</td> <td>10日券</td> <td colspan="2">枚</td> </tr> <tr> <td>下請作業員に配布した共済証紙枚数</td> <td>1日券</td> <td>枚</td> <td>10日券</td> <td colspan="2">枚</td> </tr> <tr> <td>再下請業者に配布した共済証紙枚数</td> <td>1日券</td> <td>枚</td> <td>10日券</td> <td colspan="2">枚</td> </tr> <tr> <td>下請作業員配布者名</td> <td colspan="2">配布者住所</td> <td>1日券(枚)</td> <td colspan="2">10日券(枚)</td> </tr> </table> <p>様式-25 「建退共」共済証紙配布状況調査票</p> <p>「再下請用」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td colspan="5">『再下請負金額』を記入する。</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>工期</td> <td colspan="4">令和 年 月 日～令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>請負金額</td> <td colspan="5">再下請負業者名</td> </tr> <tr> <td>下請業者から受領した共済証紙枚数</td> <td>1日券</td> <td>枚</td> <td>10日券</td> <td colspan="2">枚</td> </tr> <tr> <td>再下請作業員に配布した共済証紙枚数</td> <td>1日券</td> <td>枚</td> <td>10日券</td> <td colspan="2">枚</td> </tr> <tr> <td>再下請作業員配布者名</td> <td colspan="2">配布者住所</td> <td>1日券(枚)</td> <td colspan="2">10日券(枚)</td> </tr> </table> <p>20 その他</p> <p>「1 施工計画書」～「19 建設業退職金共済関係書」に該当しないもので、監督員から提出の指示があった場合には、「20 その他」として取り扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明灯を設置した場合、電力会社の通電証明書を添付する。また、照明台帳及び引継書類を作成すること。（各2部）作成する書類は次のとおりとする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)位置図</li> <li>2)平面図（分電盤を設置した場合は系統図を作成する）</li> <li>3)完成図</li> <li>4)試験成績表</li> <li>5)電気工事の届出、お客様控え</li> <li>6)一覧表（特記仕様書 様式-26「旭川市道路照明設置一覧表」）</li> <li>7)照明台帳（特記仕様書 様式-27「旭川市道路照明台帳」）</li> <li>8)照明台帳データ（CD媒体、EXCELデータ、写真）</li> </ol> <p style="text-align: center;">38</p>	工事名	『下請負金額』を記入する。					工事場所	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日				請負金額	下請負業者名					元請業者から受領した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚		下請作業員に配布した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚		再下請業者に配布した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚		下請作業員配布者名	配布者住所		1日券(枚)	10日券(枚)		工事名	『再下請負金額』を記入する。					工事場所	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日				請負金額	再下請負業者名					下請業者から受領した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚		再下請作業員に配布した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚		再下請作業員配布者名	配布者住所		1日券(枚)	10日券(枚)	
工事名	『下請負金額』を記入する。																																																																														
工事場所	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日																																																																													
請負金額	下請負業者名																																																																														
元請業者から受領した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚																																																																											
下請作業員に配布した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚																																																																											
再下請業者に配布した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚																																																																											
下請作業員配布者名	配布者住所		1日券(枚)	10日券(枚)																																																																											
工事名	『再下請負金額』を記入する。																																																																														
工事場所	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日																																																																													
請負金額	再下請負業者名																																																																														
下請業者から受領した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚																																																																											
再下請作業員に配布した共済証紙枚数	1日券	枚	10日券	枚																																																																											
再下請作業員配布者名	配布者住所		1日券(枚)	10日券(枚)																																																																											
<p>削除：旧マニュアル P.38</p>																																																																															

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>16-5 上記以外の資料</b></p> <p>上記「16-1」～「16-4」に該当しないもので、監督員から提出の指示があった場合には「17-5 上記以外の資料」として取り扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明灯を設置した場合、電力会社の通電証明書を添付する。また、照明台帳及び引継書類を作成すること。（各2部）作成する書類は次のとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1)位置図</li> <li>2)平面図（分電盤を設置した場合は系統図を作成する）</li> <li>3)完成図</li> <li>4)試験成績表</li> <li>5)電気工事の届出、お客様控え</li> <li>6)一覧表（特記仕様書 様式-26「旭川市道路照明設置一覧表」）</li> <li>7)照明台帳（特記仕様書 様式-27「旭川市道路照明台帳」）</li> <li>8)照明台帳データ（CD媒体、EXCELデータ、写真）</li> </ol> </li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>17 出来形測定図</b></p> <p>計画平面図、縦断図、横断図、作工平面図、その他の図面について、出来形測定値を朱書きにて記入すること。</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図に、使用BMを記入すること。</li> <li>・平面図に施工延長の出来形を記入すること。</li> <li>・舗装工については、コア採取箇所及び試験用、提出用が判別できるように記入すること。</li> <li>・路盤厚確認箇所を記入すること。</li> <li>・道路関係工事出来形総括図作成要領に基づいて作成すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>18 工事完成図</b></p> <p>工事完成図については、添付している「【参考】工事完成図（道路工事）作成についての留意事項」により作成し、竣工日（成果品納入日）に合わせて提出すること。</p> <p>道路付属物および橋梁付属物（基礎・アンカー等を含む）の形状がわかる詳細図、製造会社名、製品型番・型式、製品名等を表示すること。</p> <p>防護柵および高欄等は種別（A種、B種等）を表示すること。</p> <p>上記のもので塗装仕上げを行っている場合は、色票番号を表示すること。</p> <p>橋梁修繕工事で桁の塗り替えを実施した場合は塗装記録表を表示すること。</p> <p>※マイラーに印刷した完了図の提出は不要とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>21 出来形測定図</b></p> <p>計画平面図、縦断図、横断図、作工平面図、その他の図面について、出来形測定値を朱書きにて記入すること。</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図に、使用BMを記入すること。</li> <li>・平面図に施工延長の出来形を記入すること。</li> <li>・舗装工については、コア採取箇所及び試験用、提出用が判別できるように記入すること。</li> <li>・路盤厚確認箇所を記入すること。</li> <li>・道路関係工事出来形総括図作成要領に基づいて作成すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>22 工事完成図</b></p> <p>工事完成図については、添付している「【参考】工事完成図（道路工事）作成についての留意事項」により作成し、竣工日（成果品納入日）に合わせて提出すること。</p> <p>道路付属物および橋梁付属物（基礎・アンカー等を含む）の形状がわかる詳細図、製造会社名、製品型番・型式、製品名等を表示すること。</p> <p>防護柵および高欄等は種別（A種、B種等）を表示すること。</p> <p>上記のもので塗装仕上げを行っている場合は、色票番号を表示すること。</p> <p>橋梁修繕工事で桁の塗り替えを実施した場合は塗装記録表を表示すること。</p>
<p>改定ページ：旧マニュアル P.39（新マニュアル P.42）</p>	

新	旧
<p><b>19 完成写真（ダイジェスト版）</b></p> <p>完成写真については、次の構成とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 表紙・・・・・・・・工事年度、工事番号、工事名、工期、請負者を明記すること</li> <li>2) 位置図・・・・・・・・1/10,000程度の地図または住宅地図を添付すること</li> <li>3) 工事標識・・・・・・・・「15 工事写真帳（1）工事標識」のとおり</li> <li>4) 着工前、完成写真・・「15 工事写真帳（2）着工前、完成写真」のとおり</li> <li>5) 施工状況写真・・・・工種ごとに1枚程度とすること（※出来形写真は不要）</li> </ol> <p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影する際は、黒板に撮影月日を記載することとし、写真に写し込んだ黒板の判読が困難な場合は、コメント欄に内容を記載すること。</li> <li>・公共施設等適正管理推進事業債の対象工事となる場合は、特記仕様書で規定されている工種に関わる写真を撮影し、電子データを成果品の電子媒体（「16 工事写真帳」のフォルダ内）に収めて監督員に提出すること。撮影する着工前写真と完了写真は、同一箇所を撮影し、撮影においては同一箇所を撮影されていることが分かるように留意すること。なお、着工前写真は、道路施設の老朽化状況が分かるように撮影すること。</li> <li>・完成写真は工事の全景が確認できるように撮影しなければならないため、日中かつ積雪の無い状況で撮影することを基本とし、日没後や積雪後とならないよう留意すること。</li> </ul>	<p><b>23 完成写真（ダイジェスト版）</b></p> <p>完成写真については、次の構成とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 表紙・・・・・・・・工事年度、工事番号、工事名、工期、請負者を明記すること</li> <li>2) 位置図・・・・・・・・1/10,000程度の地図または住宅地図を添付すること</li> <li>3) 工事標識・・・・・・・・「20 工事写真帳（1）工事標識」のとおり</li> <li>4) 着工前、完成写真・・「20 工事写真帳（2）着工前、完成写真」のとおり</li> <li>5) 施工状況写真・・・・工種ごとに1枚程度とすること（※出来形写真は不要）</li> </ol> <p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影する際は、黒板に撮影月日を記載することとし、写真に写し込んだ黒板の判読が困難な場合は、コメント欄に内容を記載すること。</li> <li>・公共施設等適正管理推進事業債の対象工事となる場合は、特記仕様書で規定されている工種に関わる写真を撮影し、電子データを成果品の電子媒体（「16 工事写真帳」のフォルダ内）に収めて監督員に提出すること。撮影する着工前写真と完了写真は、同一箇所を撮影し、撮影においては同一箇所を撮影されていることが分かるように留意すること。なお、着工前写真は、道路施設の老朽化状況が分かるように撮影すること。</li> <li>・完成写真は工事の全景が確認できるように撮影しなければならないため、日中かつ積雪の無い状況で撮影することを基本とし、日没後や積雪後とならないよう留意すること。</li> </ul>
<p>改定ページ：旧マニュアル P.39（新マニュアル P.43）</p>	

新	旧																																																																																																																																																																																																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>電子検査の対象工事</b></p> <p>単独事業対象工事におけるしゅん功検査については、受注者が紙に出力した書類による検査か電子媒体に格納した電子データによる検査かを選択することができる。</p> <p>受注者は、契約後の初回打合せ時にしゅん功検査の受検方法について施工協議簿により協議すること。なお、受検前に検査方法を変更することができる。</p> <p>電子検査を選択した場合、受検に用いる電子データは、「特記仕様書 1総則 (11) 工事成果品について」に基づいて作成し、提出することとし、一部の書類は紙に出力してチェックファイル等に綴って提出すること。</p> </div> <p>[電子検査を希望した場合の工事成果品編さん方法]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">しゅん功検査受検時の編さん</th> <th colspan="2">成果品納品時の編さん</th> </tr> <tr> <th>紙媒体（原本）</th> <th>電子データ</th> <th>紙媒体（原本）</th> <th>電子データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>00 ファイル説明書</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○(原本のスキャンデータ)</td></tr> <tr><td>01 施工計画書</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>02 履行報告書</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>03 休日作業願い</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>04 工事施工協議簿</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○(原本のスキャンデータ)</td></tr> <tr><td>05 設備確認願い</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>06 立会願い</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>07 社内検査実施報告書</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>08 使用資材承認願い</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>09 使用資材集計表</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>10 出来形結果一覧表</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>11 品質管理報告書</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>12 現場環境改善報告書</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>13 新築工完成度技術報告書</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>14 安全関連資料</td><td>※「00ファイル説明書」と統合</td><td></td><td>※「00ファイル説明書」と統合</td><td></td></tr> <tr><td>15 工事写真集</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>16 その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16-1 工事カルテ関係書</td><td>※「00ファイル説明書」と統合</td><td></td><td>※「00ファイル説明書」と統合</td><td></td></tr> <tr><td>16-2 境界点地先立会簿</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○(原本のスキャンデータ)</td></tr> <tr><td>16-3 隣接工作物所有権確認簿</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○(原本のスキャンデータ)</td></tr> <tr><td>16-4 建設業過剰金共済関係書</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>16-5 上記以外の資料</td><td>※適宜監督員と協議</td><td></td><td>※適宜監督員と協議</td><td></td></tr> <tr><td>17 図面関係</td><td></td><td>○</td><td>※マイラーの提出は不要</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>①電子媒体に格納する電子データは、オリジナルデータから直接PDFデータを作成することを基本とする。</p> <p>②受注者自身が作成しない書類(カタログの写しや試験成績表など)については、原本(紙媒体)をスキャンし、PDFデータとして格納すること。</p> <p>③紙媒体に発注者や受注者の押印がある書類(ファイル説明書、協議簿など)については原本(紙媒体)をスキャンし、PDFデータとして格納すること。</p> <p style="text-align: center;">44</p>		しゅん功検査受検時の編さん		成果品納品時の編さん		紙媒体（原本）	電子データ	紙媒体（原本）	電子データ	00 ファイル説明書	○		○	○(原本のスキャンデータ)	01 施工計画書	○		○	○	02 履行報告書		○		○	03 休日作業願い		○		○	04 工事施工協議簿	○		○	○(原本のスキャンデータ)	05 設備確認願い		○		○	06 立会願い		○		○	07 社内検査実施報告書		○		○	08 使用資材承認願い		○		○	09 使用資材集計表		○		○	10 出来形結果一覧表		○		○	11 品質管理報告書		○		○	12 現場環境改善報告書		○		○	13 新築工完成度技術報告書		○		○	14 安全関連資料	※「00ファイル説明書」と統合		※「00ファイル説明書」と統合		15 工事写真集		○		○	16 その他					16-1 工事カルテ関係書	※「00ファイル説明書」と統合		※「00ファイル説明書」と統合		16-2 境界点地先立会簿	○		○	○(原本のスキャンデータ)	16-3 隣接工作物所有権確認簿	○		○	○(原本のスキャンデータ)	16-4 建設業過剰金共済関係書		○		○	16-5 上記以外の資料	※適宜監督員と協議		※適宜監督員と協議		17 図面関係		○	※マイラーの提出は不要	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>2.4 電子検査の対象工事</b></p> <p>単独事業対象工事におけるしゅん功検査については、受注者が紙に出力した書類による検査か電子媒体に格納した電子データによる検査かを選択することができる。</p> <p>受注者は、契約後の初回打合せ時にしゅん功検査の受検方法について施工協議簿により協議すること。なお、受検前に検査方法を変更することができる。</p> <p>電子検査を選択した場合、受検に用いる電子データは、「特記仕様書 1総則 (11) 工事成果品について」に基づいて作成し、提出することとし、一部の書類は紙に出力してチェックファイル等に綴って提出すること。</p> </div> <p>[各書類の提出方法（電子検査を選択した場合）]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙媒体により提出</th> <th>電子媒体により提出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>00 ファイル説明書※</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>01 施工計画書</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>02 履行報告書</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>03 休日作業の承認願い</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>04 工事施工協議簿</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>05 設備確認</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>06 立会願い</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>07 社内検査実施結果報告書</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>08 使用資材承認願い</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>09 使用資材集計表</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>10 出来形結果一覧表</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>11 品質管理報告書</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>12 現場環境改善報告書</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>13 新築工完成度技術報告書</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>14 安全関連資料</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>15 工事カルテ関係書</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>16 工事写真集</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>17 境界点等地先立会簿※</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>18 隣接工作物等所有権確認簿※</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>19 建設業過剰金共済関係書</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>20 その他</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>図面データ</td><td>×</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>①電子媒体に格納する電子データは、オリジナルデータから直接PDFデータを作成することを基本とする。</p> <p>②受注者自身が作成しない書類（カタログのコピーや試験成績表等）については、紙媒体をスキャンしてPDFデータを作成しても良い。</p> <p>③紙媒体に発注者や受注者の押印がある書類であっても、電子媒体に格納する電子データは押印を必要としない。※00 ファイル説明書、17 境界点等地先立会簿、18 隣接工作物等所有権確認簿を除く</p>		紙媒体により提出	電子媒体により提出	00 ファイル説明書※	○	○	01 施工計画書	○	○	02 履行報告書	×	○	03 休日作業の承認願い	×	○	04 工事施工協議簿	○	○	05 設備確認	×	○	06 立会願い	×	○	07 社内検査実施結果報告書	×	○	08 使用資材承認願い	×	○	09 使用資材集計表	×	○	10 出来形結果一覧表	×	○	11 品質管理報告書	×	○	12 現場環境改善報告書	×	○	13 新築工完成度技術報告書	×	○	14 安全関連資料	○	○	15 工事カルテ関係書	×	○	16 工事写真集	○	○	17 境界点等地先立会簿※	○	○	18 隣接工作物等所有権確認簿※	○	○	19 建設業過剰金共済関係書	×	○	20 その他	×	○	図面データ	×	○
		しゅん功検査受検時の編さん		成果品納品時の編さん																																																																																																																																																																																														
	紙媒体（原本）	電子データ	紙媒体（原本）	電子データ																																																																																																																																																																																														
00 ファイル説明書	○		○	○(原本のスキャンデータ)																																																																																																																																																																																														
01 施工計画書	○		○	○																																																																																																																																																																																														
02 履行報告書		○		○																																																																																																																																																																																														
03 休日作業願い		○		○																																																																																																																																																																																														
04 工事施工協議簿	○		○	○(原本のスキャンデータ)																																																																																																																																																																																														
05 設備確認願い		○		○																																																																																																																																																																																														
06 立会願い		○		○																																																																																																																																																																																														
07 社内検査実施報告書		○		○																																																																																																																																																																																														
08 使用資材承認願い		○		○																																																																																																																																																																																														
09 使用資材集計表		○		○																																																																																																																																																																																														
10 出来形結果一覧表		○		○																																																																																																																																																																																														
11 品質管理報告書		○		○																																																																																																																																																																																														
12 現場環境改善報告書		○		○																																																																																																																																																																																														
13 新築工完成度技術報告書		○		○																																																																																																																																																																																														
14 安全関連資料	※「00ファイル説明書」と統合		※「00ファイル説明書」と統合																																																																																																																																																																																															
15 工事写真集		○		○																																																																																																																																																																																														
16 その他																																																																																																																																																																																																		
16-1 工事カルテ関係書	※「00ファイル説明書」と統合		※「00ファイル説明書」と統合																																																																																																																																																																																															
16-2 境界点地先立会簿	○		○	○(原本のスキャンデータ)																																																																																																																																																																																														
16-3 隣接工作物所有権確認簿	○		○	○(原本のスキャンデータ)																																																																																																																																																																																														
16-4 建設業過剰金共済関係書		○		○																																																																																																																																																																																														
16-5 上記以外の資料	※適宜監督員と協議		※適宜監督員と協議																																																																																																																																																																																															
17 図面関係		○	※マイラーの提出は不要	○																																																																																																																																																																																														
	紙媒体により提出	電子媒体により提出																																																																																																																																																																																																
00 ファイル説明書※	○	○																																																																																																																																																																																																
01 施工計画書	○	○																																																																																																																																																																																																
02 履行報告書	×	○																																																																																																																																																																																																
03 休日作業の承認願い	×	○																																																																																																																																																																																																
04 工事施工協議簿	○	○																																																																																																																																																																																																
05 設備確認	×	○																																																																																																																																																																																																
06 立会願い	×	○																																																																																																																																																																																																
07 社内検査実施結果報告書	×	○																																																																																																																																																																																																
08 使用資材承認願い	×	○																																																																																																																																																																																																
09 使用資材集計表	×	○																																																																																																																																																																																																
10 出来形結果一覧表	×	○																																																																																																																																																																																																
11 品質管理報告書	×	○																																																																																																																																																																																																
12 現場環境改善報告書	×	○																																																																																																																																																																																																
13 新築工完成度技術報告書	×	○																																																																																																																																																																																																
14 安全関連資料	○	○																																																																																																																																																																																																
15 工事カルテ関係書	×	○																																																																																																																																																																																																
16 工事写真集	○	○																																																																																																																																																																																																
17 境界点等地先立会簿※	○	○																																																																																																																																																																																																
18 隣接工作物等所有権確認簿※	○	○																																																																																																																																																																																																
19 建設業過剰金共済関係書	×	○																																																																																																																																																																																																
20 その他	×	○																																																																																																																																																																																																
図面データ	×	○																																																																																																																																																																																																
改定ページ：旧マニュアル P.40（新マニュアル P.44）																																																																																																																																																																																																		

新	旧
<pre> graph TD     A[単独事業対象工事であるか？] -- YES (単独事業である) --&gt; B[電子データによる検査を希望するか？]     A -- NO (補助事業など) --&gt; C[成果品等作成マニュアルに則り、工事成果品を編さんし、しゅん工検査を受検する。]     B -- 希望する --&gt; D[工事監督員と電子検査に変更する協議を施工協議簿で交わす。]     B -- 希望しない --&gt; C     D -- 工事監督員と協議結結 --&gt; E[電子検査を希望した場合の工事成果品編さん方法に則り、工事成果品を編さんし、しゅん工検査を受検する。]     E -- しゅん工検査完了 --&gt; F[しゅん工検査時に紙媒体で受検した成果品のスキャンデータを電子媒体に格納し、紙媒体と合わせて監督員に提出する。]     C -- しゅん工検査完了 --&gt; G[工事成果品のスキャンデータを電子媒体に格納し、しゅん工検査で使用した紙媒体の工事成果品と合わせて監督員に提出する。]     </pre> <p style="text-align: center;">電子検査受検フロー</p>	<p style="text-align: center;">新規挿入のため無し。</p>
<p>※新規挿入 P.45</p>	

新	旧
<p data-bbox="232 292 1014 320"><b>適用</b></p> <p data-bbox="232 323 696 347">令和5年4月1日以降に公告する工事から適用する。</p> <p data-bbox="232 384 866 408">ただし、それ以前の工事(ゼロ市等工事)で対応が可能な工事も適用する。</p> <p data-bbox="248 445 353 469">(改定履歴)</p> <p data-bbox="232 475 602 499">当初 平成21年4月1日より適用する。</p> <p data-bbox="232 505 602 529">改定 平成27年4月1日より適用する。</p> <p data-bbox="232 536 602 560">改定 平成28年3月1日より適用する。</p> <p data-bbox="232 566 602 590">改定 平成29年3月1日より適用する。</p> <p data-bbox="232 596 602 620">改定 平成30年3月1日より適用する。</p> <p data-bbox="232 627 602 651">改定 平成31年3月1日より適用する。</p> <p data-bbox="232 657 602 681">改定 令和 2年4月1日より適用する。</p> <p data-bbox="232 687 618 711">改定 令和 3年2月26日より適用する。</p> <p data-bbox="232 718 618 742">改定 令和 5年2月24日より適用する。</p> <p data-bbox="232 748 618 772">改定 令和 6年2月26日より適用する。</p>	<p data-bbox="1111 292 1924 316"><b>25 適用</b></p> <p data-bbox="1111 319 1588 343">令和5年4月1日以降に公告する工事から適用する。</p> <p data-bbox="1111 379 1769 403">ただし、それ以前の工事(ゼロ市等工事)で対応が可能な工事も適用する。</p> <p data-bbox="1126 440 1232 464">(改定履歴)</p> <p data-bbox="1111 470 1487 494">当初 平成21年4月1日より適用する。</p> <p data-bbox="1111 501 1487 525">改定 平成27年4月1日より適用する。</p> <p data-bbox="1111 531 1487 555">改定 平成28年3月1日より適用する。</p> <p data-bbox="1111 561 1487 585">改定 平成29年3月1日より適用する。</p> <p data-bbox="1111 592 1487 616">改定 平成30年3月1日より適用する。</p> <p data-bbox="1111 622 1487 646">改定 平成31年3月1日より適用する。</p> <p data-bbox="1111 652 1487 676">改定 令和 2年4月1日より適用する。</p> <p data-bbox="1111 683 1507 707">改定 令和 3年2月26日より適用する。</p> <p data-bbox="1111 713 1507 737">改定 令和 5年2月24日より適用する。</p>
<p data-bbox="689 1337 1435 1369">改定ページ：旧マニュアル P.41（新マニュアル P.46）</p>	